

郡山市母子健康教育実施要領

平成15年4月1日制定

1 目的

母子保健法に基づき、妊産婦、乳幼児及びその保護者等に対して、妊娠、出産、育児に関する認識を高める。また、児童、生徒及びその保護者等並びに学生等に対して思春期の心と体の健康づくりを行い、生命の尊さや性に関する知識の普及により健全な育成を図る。

2 対象者

(1) 市内に居住する妊産婦、乳幼児及びその保護者等

(2) 思春期保健事業については、市内の児童、生徒及びその保護者等並びに学生等

3 健康教育の種類及び実施内容

別表のとおりとする。

4 料金

無料

5 規定外事項

この要領に定めるもののほか、健康教育の実施に必要な事項については、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

別 表

健康教育の種類及び内容等

健康教育の種類 (教室名称)	目的	対象者	内容
母親教室 (ハローベビー ～妊娠クラス～)	妊婦の保健についての認識を高め、健全な母体の維持並びに健全なこどもの誕生と育成を図る。	妊婦とその家族	保健師、助産師等による講話及び実技等
育児教室 (ハローベビー ～育児クラス～)	乳児の保護者に対して乳児の保健及び育児についての認識を高め、健全なこどもの育成を図る。	乳児の保護者等	医師の講話 保健師、助産師等による相談 育児についての情報交換等
2歳児のための 言葉の教室 (ペンギン教室)	幼児の発達に関する認識を高め、適切な支援を行い、こどもの健やかな成長を図る。	1歳6か月児健診 の要経過観察児 とその保護者等	親子遊びと言語聴覚士等の講話
発達支援教室 (おやこふれあい 教室)	療育(発達支援)的視点のもと、保護者にこどもの特性理解を促す。また、保護者が感じる育てにくさに寄り添うことでよりよい親子関係づくりを支援し、こどもの健やかな成長を図る。	1歳6か月児健診 の要経過観察児 とその保護者等	お集まりや親子遊び等による集団指導 保育士等による幼児への個別指導 心理士等による講話 保健師による相談
思春期保健事業	思春期の発達段階に応じた心と体の健康づくりを行い、生命の尊さや性に関する知識等を与え、児童等の健全な育成を図る。	郡山市内の児童、 生徒及びその保護 者等並びに学生等	助産師等による講話 育児体験を通じた指導 講演会 健康相談 教員、保護者等への専門的な技術支援 医療機関との連携等